

参考 1

令和7年度青年農業者・新規就農者実態補完調査の流れ及び役割分担

I 新規就農に関する調査

- 1 市町村農政主管課が保有している「認定新規就農者」、「経営開始資金(旧農業次世代人材投資事業・経営開始型)」、「就農祝い金」等の新規就農者に関する情報をリストアップする
- 2 上記の名簿に加え、「新規就農予定者名簿」、「『雇用就農資金』等対象者リスト」、「経営開始型受給者リスト」を確認し、1のリストに必要な応じて追加。
- 3 様式2号を確認し、1のリストと重複者がいないかを確認。
併せて、前年度調査時点で報告がもれていた場合は、1のリストに必要な応じて追加。
- 4 1のリストに掲載された農業者に電話等で確認するか、又は「様式1-1号」「様式1-2」号を郵送やメールで送付する場合は送付文(送付文書例をご参照下さい)を添えて送付する。
- 5 1のリスト以外に新規就農者が存在する可能性があるため、農政主管課の求めに応じて、農業委員会等(認定農業者協議会、JA等)は地域の実情に精通している農業委員・農地利用最適化推進委員等に対して、1のリストに掲載すべき新規就農者がいるのかを確認し、掲載すべき新規就農者がいた場合は、農政主管課へ情報を繋ぐ。
- 6 農政主管課と農業委員会等は新たに存在した新規就農者をリスト1への掲載及び調査方法(農政主管課による郵送・電話による調査方法をとるか、又は農業委員会等へ調査を依頼するか)を協議し、調査を実施する。
- 7 農政主管課は、調査結果を取りまとめ、様式3号に入力し、「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、管轄の県広域本部(地域振興局)に報告。
- 8 県広域本部(地域振興局)は内容を確認し、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に「様式1-1号」「様式1-2」の写しを添えて、様式3号を期日までに報告する。

II 定着状況に関する調査

- 1 農政主管課は「様式2号」に掲載してある新規就農者の定着状況について、定着状況を電話等で確認する他、不明な場合は必要な応じて農業委員会等へ協力を依頼する。
- 2 農業委員会等は、地元に精通している農業委員・農地利用最適化推進委員等へ様式2号の定着状況について確認し、農政主管課へ定着状況を報告する。
- 3 農政主管課は、2の定着状況を様式2号へ追記・修正し、管轄の県広域本部(地域振興局)に報告。
- 4 県広域本部(地域振興局)は様式2号の内容を様式4号に取りまとめ、必要な応じて補完調査を行った後、県農業会議に様式4号を期日までに報告する。